



裁判員裁判  
市民モニター用

# 法廷記入シート & 裁判運営評価シート



あなたが変える裁判員制度  
裁判員ネット

このままFAX又は郵送でお送り下さい(全15頁)

**FAX : 03-3255 - 8876**

〒101-0041

東京都千代田区神田須田町1 - 3 NAビル4階 東京千代田法律事務所内  
裁判員ネット・市民モニター係

FAX・郵送の他、メールでも受け付けております。

## 市民モニターの意義について

『裁判員制度市民モニター』とは、裁判員裁判をモニタリング(傍聴してこのシートに記入)することで、市民の皆さんの声を集積・検証し、今後の裁判員制度の運用及び見直しに活かします。また法律に詳しくない市民の方も裁判の流れや制度を学ぶことで、今後「裁判員になるかもしれない」市民の皆さんに司法に対する知識と経験を得ていただく機会を提供します。

## お問い合わせはこちら

一般社団法人・裁判員ネット ([ホームページ : http://www.saibanin.net/](http://www.saibanin.net/))

E-mail : info@saibanin.net

FAX : 03-3255 - 8876

住所 : 東京都千代田区神田須田町1-3NAビル4階 東京千代田法律事務所内

## 傍聴した裁判 (以下ご記入ください)

傍聴した年月日 (期間)	平成 年 月 日から 日まで ( 日間)
傍聴した裁判所	地方裁判所 支部 刑事第 部
事件名・事件記録符号 (裁判所で確認できます)	例) 強盗致傷 平成21年合(わ)第 号

## 刑事裁判の流れ

現在、どの手続が行われているのかを意識して傍聴しましょう

### 冒頭手続

#### (1)人定質問

裁判官が、被告人が人違いでないかを確認します。

#### (2)検察官の起訴状朗読

検察官から被告人がどんな犯罪を行った疑いがあるのかが述べられます。

#### (3)権利の告知

裁判官から被告人には黙秘する権利等があることが告げられます。

#### (4)罪状認否

被告人・弁護人が起訴された事実に対する認否（認めるか否か）や反論を述べます。

### 証拠調べ手続

#### (1)検察官の冒頭陳述

検察官が証拠により証明すべき事実を明らかにします。

#### (2)弁護人の冒頭陳述

弁護人が証拠により証明すべき事実等を明らかにします。

#### (3)公判前整理手続の結果開示

事前に裁判員が関わらない公判前整理手続において争点は何か、どの証拠を調べるかが決められています。

#### (4)検察官による犯罪事実の立証

犯罪事実の立証責任は検察官にあります。

#### (5)弁護人・被告人による立証

#### 被害者等の意見陳述

被害者等が被害に関する心情等を陳述します（行われない場合もあります）。

被害者等の意見陳述は犯罪事実を認定するための証拠とはなりません。

### 論告・弁論

#### (1)論告・求刑

検察官が事実及び法律の適用について意見を述べます。

#### (2)弁論

弁護人が意見を述べます。

#### (3)最終陳述

被告人が意見を述べます。

### 評議

裁判官と裁判員が評議室で判決をするための議論を行います。

### 判決

お名前

**冒頭手続**

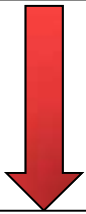
(1)人定質問

被告人の名前：



(2)検察官の  
起訴状朗読

その事件はどのようなものでしたか？（簡単にメモしましょう）  
 いつ、  
 どこで、  
 だれに、  
 何をした？  
 罪名は何ですか？

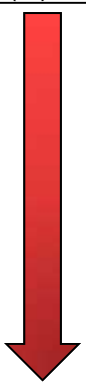


(3)権利の告知



(4)罪状認否

被告人は、事件についてどのように言っていましたか？（選んでください）  
 全て認める（争わない）  
 一部を認める（争うところは\_\_\_\_\_）  
 言いたいことがある。（\_\_\_\_\_）  
 全て争う



弁護人は、事件についてどのように言っていましたか？（簡単にメモしましょう）

**証拠調べ手続 - 1**

(1)検察官の冒頭陳述

検察官の主張が述べられます。

(2)弁護人の冒頭陳述

弁護人の主張が述べられます。

簡単にメモしましょう

簡単にメモしましょう

検察官と弁護人の主張の対立点は何ですか？

お名前

(3) 公判前整理手続の結果開索

裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにします。  
ここでは、この法廷で証拠（物的証拠・証拠書類・証人）とされるものが何かが明らかにされます。その証拠が何かをメモしましょう。

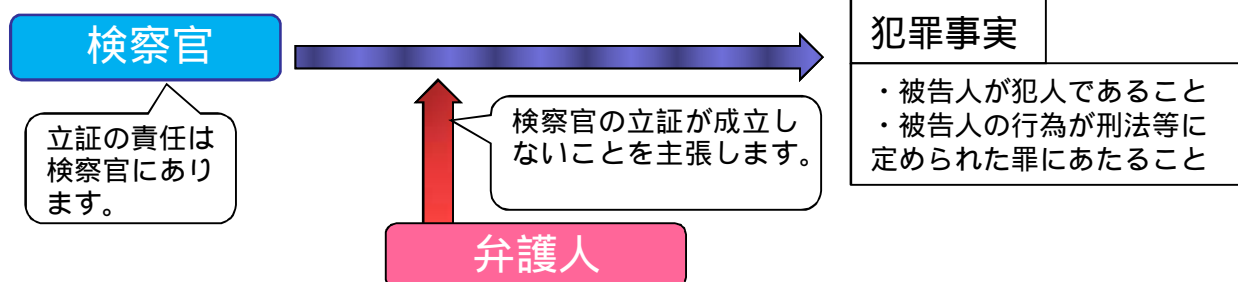
公判前整理手続では争点は何か、どのような証拠を調べるかが決められます。ただしこの手続は裁判官・検察官・弁護人のみで行われ、裁判員は関与していません。

	検察官が請求した証拠	弁護人が請求した証拠
<b>物的証拠</b> 例) ナイフ、血のついたシャツなど		
<b>証拠書類</b> 例) 供述調書、鑑定書、実況見分調書、捜査報告書、診断書など		
<b>証人</b> 例) 事件の目撃者、被告人の母など		

証拠調べが実施される前に以下のことを確認しておきましょう

刑事裁判では検察官の立証が成功したかを判断します。

被告人が犯人であり、被告人の行為が刑法等に定められた罪にあたりと確信した場合に限り、「有罪」とすることができます。これらの点に疑いが残る場合には、「無罪」としなければなりません。



以上は有罪・無罪が争われている場合です。被告人が有罪であることを認めている場合には、争点は「量刑」となります。量刑は被告人にとって不利な情状（事情）と有利な情状（事情）を総合して判断します。

**証拠調べ手続 -2**

お名前

**証人尋問**

1人目の証人への質問が始まります。その証人は検察側の証人ですか？それとも弁護側の証人ですか？  
 をつけてください。（その人へ先に質問している方が請求側になります）  
 また、その証人はどのような証人ですか？（例：被告人の母。例：事件の目撃者）

どちら側の証人？ をつけてください 検察側 ・ 弁護側	どのような証人ですか？
--------------------------------	-------------

**請求した側**（ で をつけた側）は、証人への尋問によって何を立証しようとしたと思いますか？

その立証は成功したと思いますか？ はい ・ いいえ （ をつけてください）  
 また、どうしてそのように思うのか理由を書いてください。

検察官の尋問は適切だったと思いますか？ はい ・ いいえ （ をつけてください） また、どうしてそう思うのか理由を書いてください	弁護人の尋問は適切だったと思いますか？ はい ・ いいえ （ をつけてください） また、どうしてそう思うのか理由を書いてください
------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

裁判官の質問は適切だったと思いますか？ はい ・ いいえ （ をつけてください） また、どうしてそう思うのか理由を書いてください	裁判員の質問は適切だったと思いますか？ はい ・ いいえ （ をつけてください） また、どうしてそう思うのか理由を書いてください
------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

1人目の証人に対する尋問時間は十分だったと言えますか？  
 十分だった      まあまあ十分だった      やや不十分だった      まったく不十分だった

自分が裁判員だとすれば、この証人に訊きたいと思うことを書いてください。（例：どうして現場にいたのが被告人だと断定できるのか。）

どうして、それをききたいと考えたのですか？（例：犯行現場は暗かったので、その根拠を知りたい。）

お名前

証人尋問

2人目の証人尋問。 その証人は検察側の証人ですか？それとも弁護側の証人ですか？ をつけてください。（その人へ先に質問している方が請求側になります）  
また、その証人はどのような証人ですか？（例：被告人の母。例：事件の目撃者）

どちら側の証人？ をつけてください 検察側 ・ 弁護側	どのような証人ですか？
--------------------------------	-------------

請求した側（ で つけた側）は、証人への尋問によって何を立証しようとしたと思いますか？

その立証は成功したと思いますか？ はい ・ いいえ （ をつけてください）  
また、どうしてそのように思うのか理由を書いてください。

検察官の尋問は適切だったと思いますか？  
はい ・ いいえ （ をつけてください）  
また、どうしてそう思うのか理由を書いてください

弁護人の尋問は適切だったと思いますか？  
はい ・ いいえ （ をつけてください）  
また、どうしてそう思うのか理由を書いてください

裁判官の質問は適切だったと思いますか？  
はい ・ いいえ （ をつけてください）  
また、どうしてそう思うのか理由を書いてください

裁判員の質問は適切だったと思いますか？  
はい ・ いいえ （ をつけてください）  
また、どうしてそう思うのか理由を書いてください

2人目の証人に対する尋問時間は十分だったと言えますか？  
十分だった      まあまあ十分だった      やや不十分だった      まったく不十分だった

自分が裁判員だとすれば、この証人に訊きたいと思うことを書いてください。（例：どうして現場にいたのが被告人だと断定できるのか。）

どうして、それをききたいと考えたのですか？（例：犯行現場は暗かったので、その根拠を知りたい。）

お名前

証人尋問

3人目の証人尋問。その証人は検察側の証人ですか？それとも弁護側の証人ですか？をつけてください。（その人へ先に質問している方が請求側になります）  
また、その証人はどのような証人ですか？（例：被告人の母。例：事件の目撃者）

どちら側の証人？ をつけてください 検察側 ・ 弁護側	どのような証人ですか？
請求した側（ で つけた側）は、証人への尋問によって何を立証しようとしたと思いますか？	
その立証は成功したと思いますか？ はい ・ いいえ （ をつけてください） また、どうしてそのように思うのか理由を書いてください。	
検察官の尋問は適切だったと思いますか？ はい ・ いいえ （ をつけてください） また、どうしてそう思うのか理由を書いてください	弁護人の尋問は適切だったと思いますか？ はい ・ いいえ （ をつけてください） また、どうしてそう思うのか理由を書いてください
裁判官の質問は適切だったと思いますか？ はい ・ いいえ （ をつけてください） また、どうしてそう思うのか理由を書いてください	裁判員の質問は適切だったと思いますか？ はい ・ いいえ （ をつけてください） また、どうしてそう思うのか理由を書いてください
3人目の証人に対する尋問時間は十分だったと言えますか？ 十分だった          まあまあ十分だった          やや不十分だった          まったく不十分だった	
自分が裁判員だとすれば、この証人に訊きたいと思うことを書いてください。（例：どうして現場にいたのが被告人だと断定できるのか。）  どうして、それをききたいと考えたのですか？（例：犯行現場は暗かったので、その根拠を知りたい。）	

**証拠調べ手続 - 3**

お名前

**被告人質問**

弁護士と検察官が被告人に質問をします。しっかりと聴きましょう！！

被告人の話は信用できると思いますか？

はい ・ いいえ ・ わからない( をつけてください)

なぜそう思うのですか？理由を書いてください。

検察官の質問は適切だったと思いますか？

はい ・ いいえ ( をつけてください)  
 また、どうしてそう思うのか理由を書いてください

弁護人の質問は適切だったと思いますか？

はい ・ いいえ ( をつけてください)  
 また、どうしてそう思うのか理由を書いてください

裁判官の質問は適切だったと思いますか？

はい ・ いいえ ( をつけてください)  
 また、どうしてそう思うのか理由を書いてください

裁判員の質問は適切だったと思いますか？

はい ・ いいえ ( をつけてください)  
 また、どうしてそう思うのか理由を書いてください

被告人に対する質問時間は十分だったと言えますか？

十分だった      まあまあ十分だった      やや不十分だった      まったく不十分だった

自分が裁判員だとすれば、被告人に訊きたいことがあれば書いてください。

どうして、それをききたいと考えたのですか？

**被害者参加制度**

次ページの「検察官の論告・求刑」と順序が入れ替わる場合があります。

被害者参加制度が行われたとすれば、どのような意見が述べられましたか？ それは誰(被害者及び被害者代理人)のどんな意見ですか？



論告・弁論

お名前

検察官の論告・求刑

・論告（簡単にメモしましょう）

弁護人の最終弁論

・弁論（簡単にメモしましょう）

・量刑に関する具体的な意見（執行猶予・懲役 年など）

被告人の最終陳述

（主張を簡単にメモしましょう）

・求刑

お名前

**評議 -1**

争点を自分なりに整理してみましょう

争点番号	争点（争いとなっている証拠・証言）は何ですか？	争点に対するあなたの判断	判断の理由
記入例	殺意の有無。	殺意は認められない。	被告人は被害者を一回しか刺していない。近づいてきた被害者を威嚇するためにナイフを手にとった、ナイフは偶然に刺さってしまった、との被告人の供述は信用できる。現場には他に長いナイフがあったにも拘らず短いナイフを手にとっている。
争点			
争点			
争点			
争点			

評議 - 2

お名前

判決がなされる前に、あなたが裁判員だったらどのような判決にすべきだと思いますか？考えてみましょう。

(1)被告人は有罪ですか？無罪ですか？（ をつけてください）

有罪 ・ 無罪

(2)どうしてそのように考えたのですか？有罪または無罪と考えるにあたって重視した事実や証拠を挙げて下さい。

(3) (1)で「有罪」を選択した場合、どのような量刑が妥当と考えますか？  
をつけ、（ ）には年数を記入してください。

- ・死刑
  - ・無期懲役
  - ・懲役（ ）年
- 執行猶予は付しますか（ はい ・ いいえ ）  
付すとしたら何年ですか（ ）年

判断する時の留意点は...

「疑わしきは被告人の利益」

刑事裁判では冤罪を防ぐために、「やっているかもしれない」というだけでは有罪にはできません。有罪と確信した時のみ、有罪と判断します。

証拠にもとづく判断を

例えば、事前にマスコミで事件が報道されることがあります。しかし裁判では、公正なジャッジをするために、法廷に出された証拠にもとづき、判断します。

(4) (1)で「有罪」を選択した場合、そのような量刑が妥当と考えた理由は何ですか？また量刑を決めるにあたって重視した事実や証拠は何ですか？

(5) (被害者参加が行われた場合)被害者等の意見はあなたの量刑判断に影響を及ぼしましたか？  
はい・いいえ（ をつけてください） また、それはどうしてですか？

(6) 有罪・無罪の判断や、量刑の判断にあたって最も悩んだ点は何ですか？

(7) あなたが裁判員だった場合は上記の判断内容に守秘義務が課されます。あなたはどう思いますか？（ をつけてください） 公開の法廷で行われた内容は守秘義務は課されません。

絶対に守れる たぶん守れると思う たぶん守れないと思う 守れないと思う

(8)裁判員にそのような義務が課されることについてどのように思いますか？

お名前

判決

(1)実際の判決においては、有罪か無罪の判断はどちらでしたか？( をつけてください)

有罪 ・ 無罪

(2)実際の判決において、量刑の判断はどのようなものでしたか？

該当する部分に をつけ、( )には年数を記入してください。

- ・死刑
- ・無期懲役
- ・懲役( )年

執行猶予は？ { あり( )年  
なし

(3)裁判所の判決の理由は何ですか？

(4)あなたが考えた判決と実際になされた判決に違いはありましたか？

あった ・ なかった ( をつけてください)

(5)(4)で「あった」とすれば、それはどのような部分ですか？ をつけ、更にどのように違っていたかを( )に書いて下さい。

- ア)有罪・無罪の判断( )
- イ)量刑判断( )
- ウ)事実認定( )

(6)判決理由を聞いて納得できましたか？( をつけて下さい)

とても納得できる やや納得できる あまり納得はできない 全く納得できない わからない  
また、どうしてそう考えるのか理由を書いて下さい。

(7)実際に言い渡された量刑は妥当だと考えますか？( をつけて下さい)

とても重すぎる やや重い ちょうどよい やや軽い とても軽すぎる

また、どうしてそう考えるのか理由を書いて下さい。

裁判員裁判・運営評価

お名前

全体をふりかえって

(1)-1 何が行われているか分からなかったところがありましたか  
あった ・ なかった (をつけて下さい)

(1)-2 上記で「あった」という方はそれはどのやりとりですか？

(2)-1 法律知識がなくても裁判員として判断できると思いましたか？  
はい ・ いいえ (をつけて下さい)

(3)-1 あなたが今回の裁判の裁判員になったとしたら、「精神的負担」を感じたと思いますか？  
はい ・ いいえ (をつけて下さい)

(3)-2 そのように思った理由を教えてください

(4)-1 あなたが今回の裁判の裁判員になったとしたら、「肉体的負担」を感じたと思いますか？  
はい ・ いいえ (をつけて下さい)

(4)-2 そのように思った理由を教えてください

(5)-1 傍聴してみて裁判員になりたいと思いましたが？

ぜひなりたい      できればなりたい      できればなりたくない      絶対になりたくない

(5)-2 そのように思った理由を教えてください

(6)-1 もしあなたが被告人で職業裁判官のみで行われる裁判と裁判員が関与する裁判を選べるとしたら、どちらを選びますか。

職業裁判官のみの裁判 ・ 裁判員が関与する裁判 (をつけて下さい)

(6)-2 そのように考える理由を教えてください

(7)-1 この事件に関してマスコミによる報道を見たことはありますか？

はい ・ いいえ (をつけて下さい)

(7)-2 上記設問で「はい」の方は、傍聴したことで事件に対する印象は変わりましたか？

はい ・ いいえ (をつけて下さい)

(7)-3 マスコミの報道はあなたの判断に影響を与えましたか？

はい ・ いいえ (をつけて下さい)

(7)-4 この事件に関するマスコミの報道について感じたことがあれば自由に書いて下さい。

お名前

【検察官】の以下の手続についてうかがいます

「起訴状朗読」           よくわかった           まあまあわかった           ややわからなかった           わからなかった

「冒頭陳述」           よくわかった           まあまあわかった           ややわからなかった           わからなかった

「1人目の証人尋問」   よくわかった           まあまあわかった           ややわからなかった           わからなかった

そのように感じた理由を教えてください。

「2人目の証人尋問」   よくわかった           まあまあわかった           ややわからなかった           わからなかった

そのように感じた理由を教えてください。

「3人目の証人尋問」   よくわかった           まあまあわかった           ややわからなかった           わからなかった

そのように感じた理由を教えてください。

検察官の「論告」は納得できましたか？

とても納得できた           やや納得できた           あまり納得できなかった           全く納得できなかった

そのように感じた理由や改善点などあれば記入してください。

【弁護士】の以下の手続についてうかがいます

「冒頭陳述」           よくわかった           まあまあわかった           ややわからなかった           わからなかった

「1人目の証人尋問」   よくわかった           まあまあわかった           ややわからなかった           わからなかった

そのように感じた理由を教えてください。

「2人目の証人尋問」   よくわかった           まあまあわかった           ややわからなかった           わからなかった

そのように感じた理由を教えてください。

「3人目の証人尋問」   よくわかった           まあまあわかった           ややわからなかった           わからなかった

そのように感じた理由を教えてください。

検察官の「論告」は納得できましたか？

とても納得できた           やや納得できた           あまり納得できなかった           全く納得できなかった

そのように感じた理由や改善点などあれば記入してください。

**自由記入欄**

・何でも構いません。あなたの感想や気がついたことなどをご自由に記入してください。

**モニター御協力者の皆様に、ご同意していただきたいこと**

「裁判员裁判市民モニター記入用紙」送付時にお預かりする個人情報（お名前、ご住所等）およびその他事項は以下の定めにもとづき取り扱いたします。以下の定めにご同意いただける場合は、下記「同意欄」にご署名いただきますようお願い申し上げます。

1 個人情報の利用目的について

当団体は、裁判员裁判市民モニター（以下：モニター）の個人情報を、下記に定める目的に利用いたします。

- (1) モニターへのお問い合わせ(記入シートへの記載内容の確認、事実確認など)
- (2) モニターへのご連絡(モニター制度に関するご案内、裁判员ネットのご案内など)

2 個人情報の取り扱いについて

当団体は、モニターの個人情報を上記利用目的の範囲内でいたします。ご提供いただいた個人情報について、適切な安全対策を実施し、個人情報への不正な侵入、個人情報の紛失、改ざん、漏洩などの危険防止に努めます。また皆様より、個人情報の確認、変更、修正、削除などのご希望があった場合は、当団体「プライバシーポリシー」にもとづき、適切に対応させていただきます（マニュアルP.5参照）

3 個人情報の第三者（委託を含む）への提供

当団体は、市民モニター用紙ご送付に際してお預かりした個人情報を、当該者の事前の承諾がある場合を除き、第三者へは提供いたしません。

4 「マニュアル」及び「シート」について

本「記入シート・裁判運営評価シート」及び「マニュアル」の著作権は当団体に帰属します。またお送りいただきましたシートの記載内容は、個人情報以外の部分につきましては、公開する場合がございます。

お名前（ふりがな）	( )
電話番号 ご連絡がとれるもの	
ご住所	〒 -
年齢	
ご職業	
同意欄 上記をご覧下さい	個人情報の取り扱い及びその他の事項について同意します。  氏 名 _____